

葉山町中期財政見通し

(平成 22 年葉山町中期財政計画改訂版)

平成 25 年 6 月

葉 山 町

1 中期財政見通し策定にあたって

(1) 中期財政見通しとは

依然として回復の兆しが見えない社会経済情勢に大きな影響を受ける町の厳しい財政状況のもと、平成24年10月に第三次総合計画後期基本計画を策定し公表しました。今後、町がこの計画に定める施策を着実に展開していくためには、必要なコストを計算し、それに見合う財源をいかに確保するか、財政的な見地からの見通しを立てる必要があります。平成22年11月に中期財政計画を策定してから2年以上が経過し、その間、町の主要施策をめぐる状況も変化していることから、このたび、中期財政計画を改訂し中期財政見通しとして公表します。

(2) 見通し策定の目的

中期財政見通しは、主に次に掲げる目的のため策定するものです。

今後の行政運営における財政面での課題を捉え、力強い財政基盤の確立（健全財政維持）の具体的方策を立てる。

総合計画で定める施策や事務事業の推進を財政面から担保する。

説明責任の観点から、財政の現状、今後の見通し及び対策について分かりやすく情報提供を行う。

総合計画やその他個別計画の策定（改定）及び予算編成の具体的指針とする。

総合計画と中期財政見通しとの関係

現行の「第三次葉山町総合計画」は、平成26年度を目標とし平成12年3月に策定されました。基本構想に基づく施策を総合的・体系的に示す後期基本計画は、平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間としています。

中期財政見通しについても、現行の総合計画の基本構想及び後期基本計画に定める施策の推進を前提としていることを踏まえ、見通しの期間を定めるとしました。

2 見通しの期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とします。ただし、地方財政を取り巻く環境は刻々と変化していることから、見通しの期間中であっても必要に応じて前倒しで見直し修正を行うこともあります。なお、平成27年度から始まる第四次総合計画期間に合わせて、同計画の実現可能性を高めるため、政策に対する財源的な裏づけを持たせるべく「中期財政計画」の策定を目指します。

3 見通しの対象会計

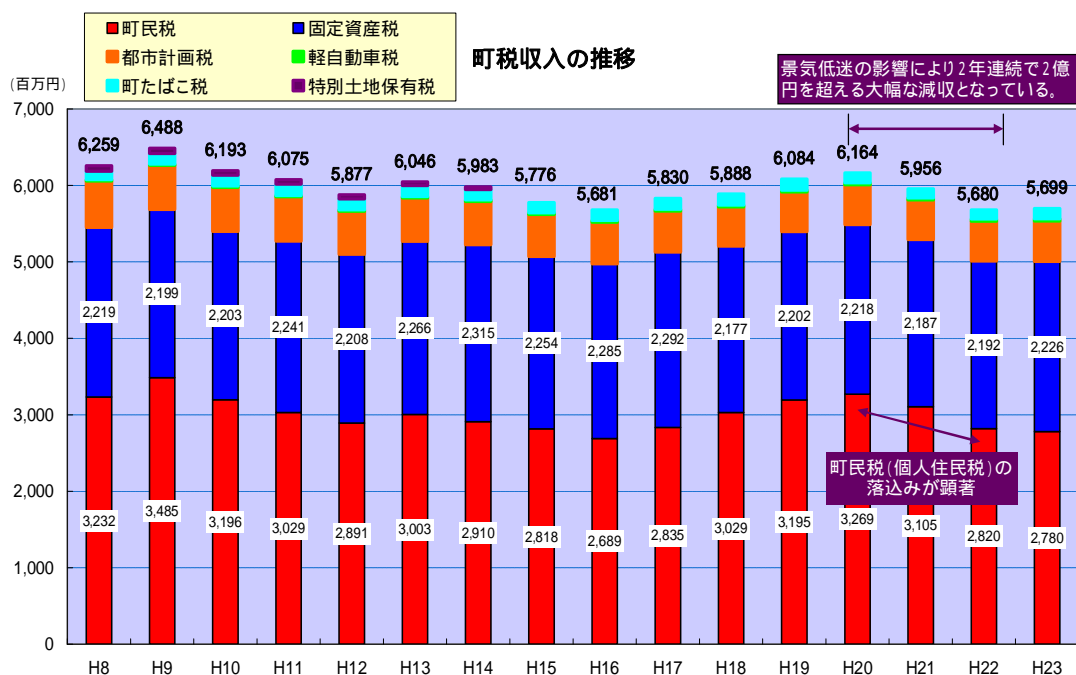
この見通しの対象は、一般会計とします。特別会計については、自治体ごとにその種別が異なることや特殊性を有していることから除外し、他の自治体との比較ができるようにしました。

4 今後の財政見通し

【歳入】

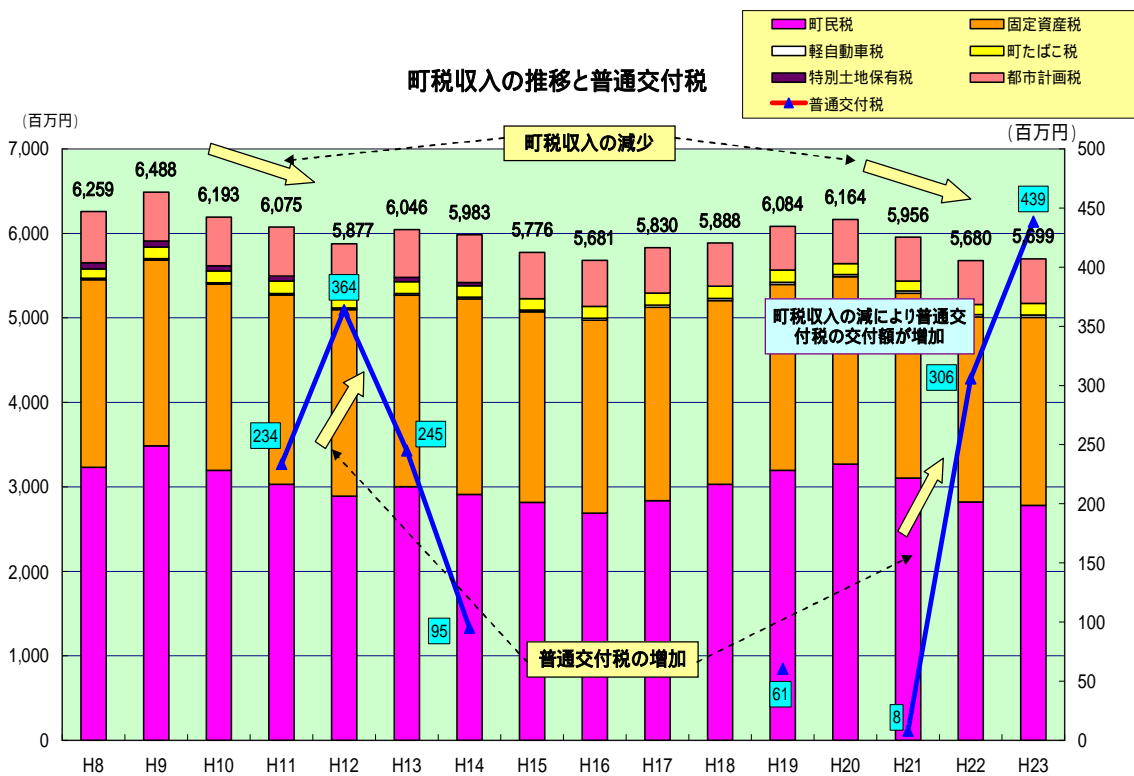
(1) 町税

歳入の根幹をなす町税収入は、個人住民税の占める割合が大きいことから社会経済情勢低迷の影響を大きく受けることはなく、平成17年度以降微増傾向にありました。しかしながら、平成21年度及び平成22年度は、2億円を超える減収となりました。景気の持ち直しによる個人所得の増加等、一部に明るい兆しは見えるものの、大きな回復を見込むほどの楽観視をするのは現実的ではありません。



(2) 地方交付税

地方公共団体の財源の均衡化を目的として交付される地方交付税（普通交付税）は、町税の減収傾向にあいまって平成21年度以降交付額が増加傾向にあります。しかしながら、普通交付税は、一般的な財政需要に対する理論上の財源不足額に見合いの額が交付されるものであり、必ずしも実情に即した額を算定し交付されるものではないことから、財源不足額を確実に補てんする歳入として期待できる性格のものではありません。また、国の財政状況にも左右されることから、今後の交付又は不交付を予測することも困難です。



(3) 国・県支出金

地方分権が進む中、依存財源である国県補助金及び負担金については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、統合・メニュー化、補助金の交付金化、手続きの簡素化などの見直しが行われているところです。また、県では「緊急財政対策」として、市町村に対する補助金の大幅な見直しを行うこととしています。これらの見直しにより、補助対象事業、補助率などが大きく変更となることが予想されることから、今後の国・県負担金の交付額を予測することは困難な状況です。

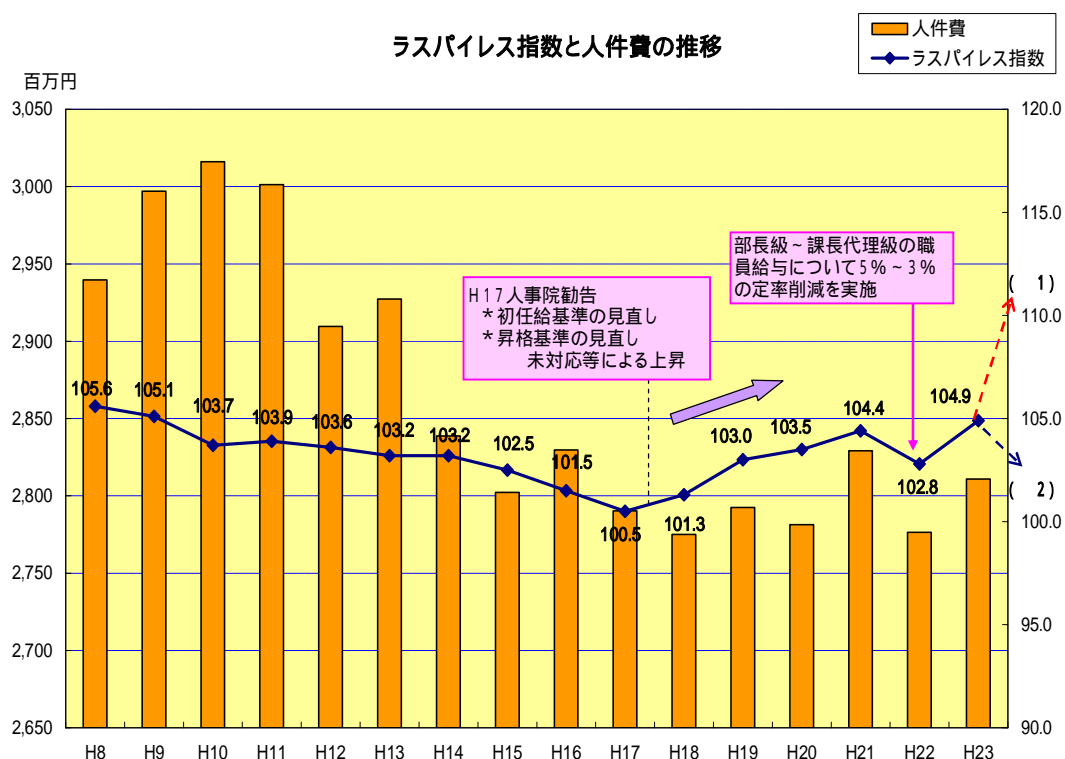
(4) 町債

会計上、歳入に区分される町債ですが、いわゆる借金であり歳入されたものについては、後年度に償還の義務が生じてきます。長期にわたって利用が可能となる施設を新たに建設する場合など、町債を発行することで負担の平準化を図ることができるというメリットもありますが、利子を含めた後年度の償還が財政を圧迫する要因となりかねないことを踏まえ、今後の町債の活用は、横浜方式のプライマリーバランスの維持を一つの目安として、計画的かつ慎重な対応が必要です。

【歳出】

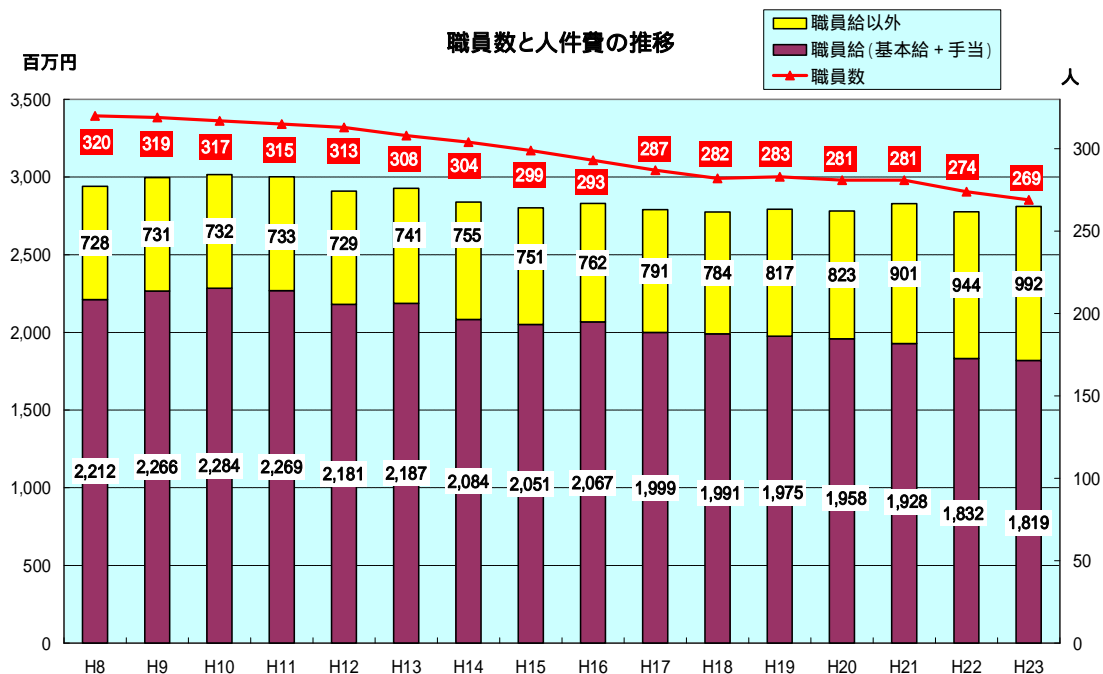
(1) 人件費

町の人件費は、歳出全体に占める割合が30%前後と他団体と比較して高く、また、国家公務員給与の水準と比較する指標であるラスパイレス指数も100を超える水準となっています。平成24年度に昇給凍結、平成25年度からは給料の定率削減等、人件費の見直しに着手したところですが、引き続き社会経済情勢や国・他団体の動向を踏まえ、地域手当等諸手当見直しの検討や適正な定員管理を行っていくなどし、人件費の抑制を図っていく必要があります。しかしながら、一方で、高齢層職員比率の増大や共済組合負担金の率が引き上げの傾向にあるため、総体としての人件費削減を過度に見込むことはできません。



ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額とを、学歴別、経験年数別に対比させて比較し国を100として算出したものです。

- (1) 国家公務員の時限的給与削減措置を加味した場合、平成24年度は111.7に上昇
- (2) 国家公務員の時限的給与削減措置が無かったものとした場合、平成24年度は103.2に低下(昇給の凍結、初任給引き下げの取組みを行ったため。)



退職手当組合負担金と共済組合負担金 (単位：千円)

区分 年度	人件費総額	退職手当組合 負担金	共済組合負担金
平成17年度	2,790,308	179,367	301,298
平成18年度	2,775,046	181,554	295,236
平成19年度	2,792,482	196,584	304,415
平成20年度	2,781,415	203,197	308,055
平成21年度	2,829,112	234,464	341,101
平成22年度	2,776,382	270,424	353,881
平成23年度	2,810,886	293,998	401,318

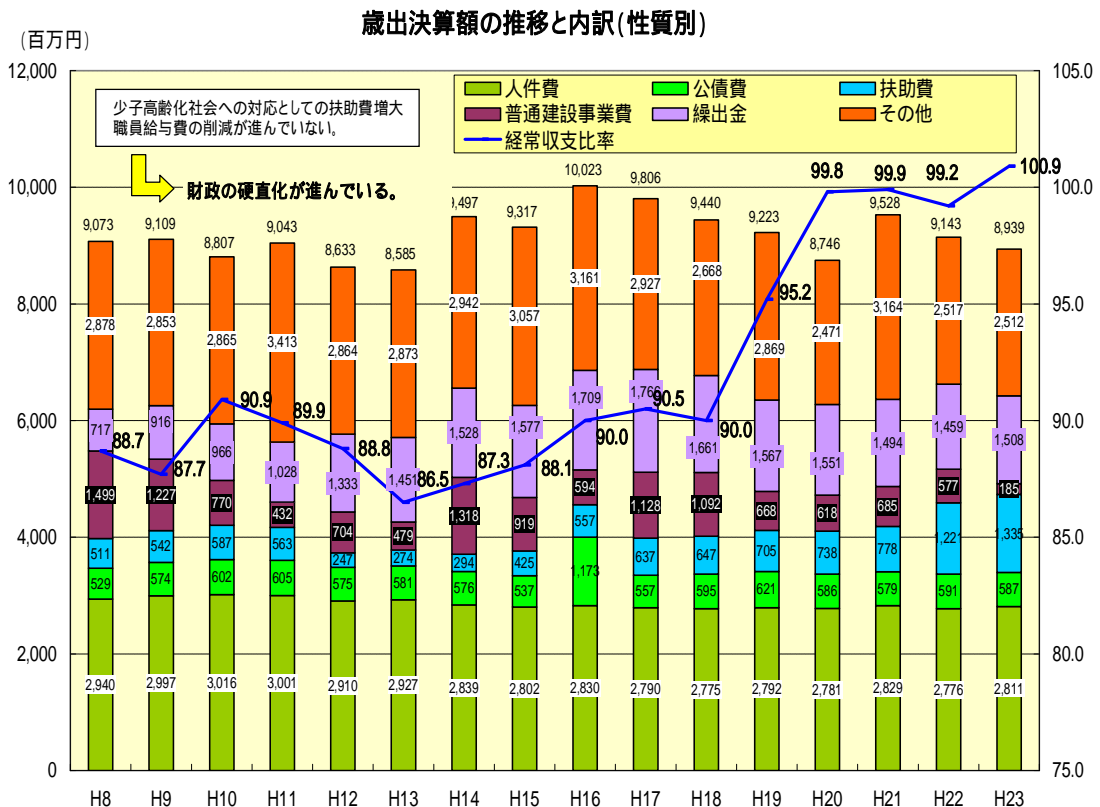
第三次行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)において、平成10年度を基準に10年間で職員数を10%削減するという目標値を掲げ取組みを進めてきた結果、職員数は減少し簡素で効率的な行政運営を行うべく組織のスリム化が進んでいるものの、職員の高年齢化等に起因する退職手当組合負担金や共済組合負担金が増大傾向にあることから、総体として人件費の減少に及んでいないのが実情です。

(2) 扶助費

少子高齢化が進む中、子育て支援策及び高齢者福祉施策の更なる充実が求められています。また、長期低迷する経済情勢の影響を受けている者に対する生活支援対策についても喫緊の課題となっています。現状においては、社会経済情勢の好転は期待することができないこと、福祉サービス等にかかる国と地方の負担及び役割分担の推移を踏まえると、扶助費の総額は引き続き増加していくものと考えられます。

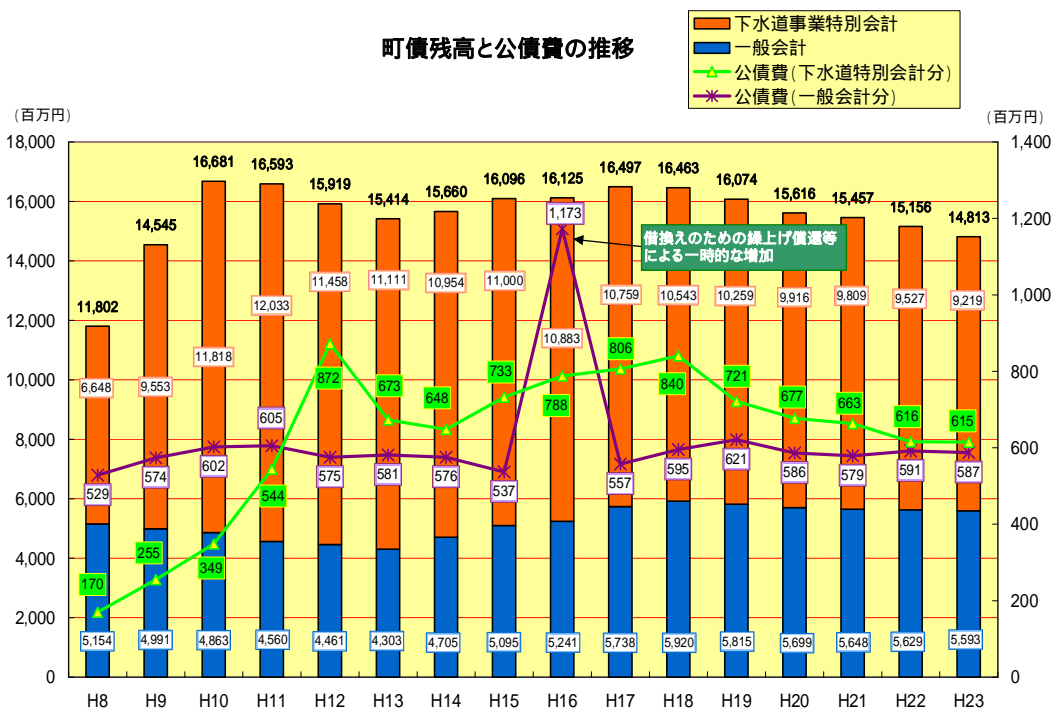
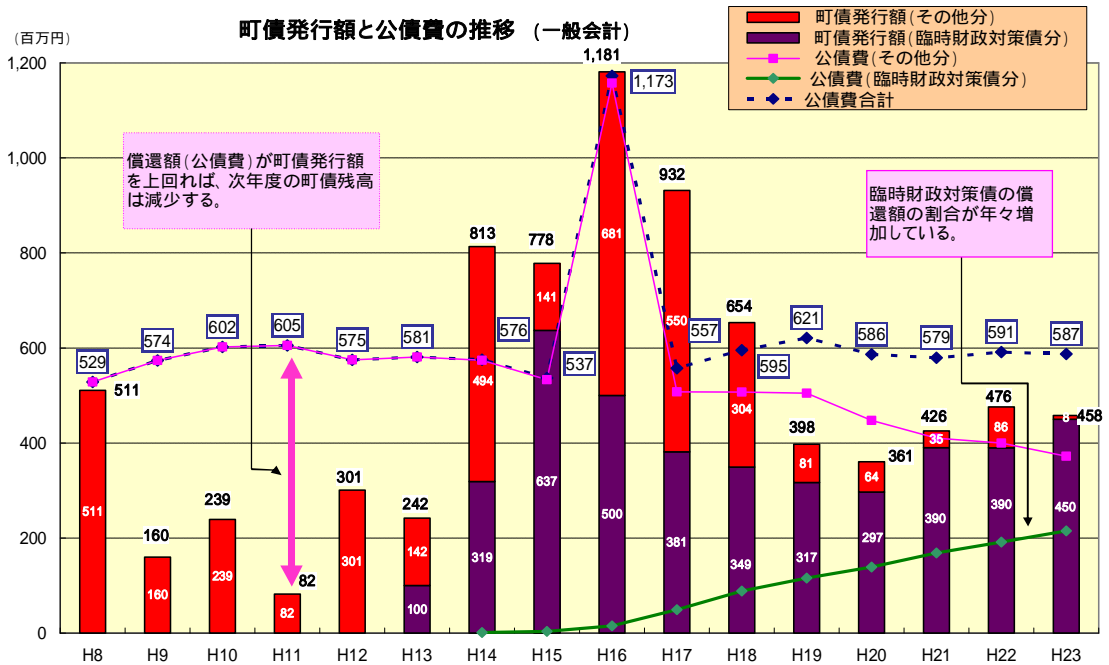
(3) 普通建設事業費

小中学校の耐震工事は概ね平成25年度で終了しますが、今後は下水道投入施設の建設工事、消防救急無線のデジタル化対応工事など、引き続き一定規模の施設整備の必要があります。また、役場庁舎等施設の老朽化が進んでいることから、維持改修に要する経費が今後増大していくことが予想されます。



(4) 公債費

前述のとおり、引き続き一定規模の施設整備を行う必要があることから、公債費についても現状ベースの額で推移していくものと考えられます。また、赤字地方債の一つである臨時財政対策債については、償還費が普通交付税の算定に反映されるものの、当面、増加が続くものと考えられます。



5 今後の取組方針

(1) 財源確保対策

ア 収納対策強化

町税、その他保険料等については、負担の公平性を維持する観点から、収納対策を強化し収納率の向上に努めます。

具体的取組み

県からの徴収専門職員派遣、コンビニ収納 等

イ 国県支出金の有効活用

国及び県支出金については、国と地方の役割分担と財源負担に関する制度見直しの動向を注視しつつ、最大限の活用を図ります。

ウ 新規財源の開拓

遊休資産の活用、広告収入の獲得など、新たな財源の積極的な開拓と確保に努めます。

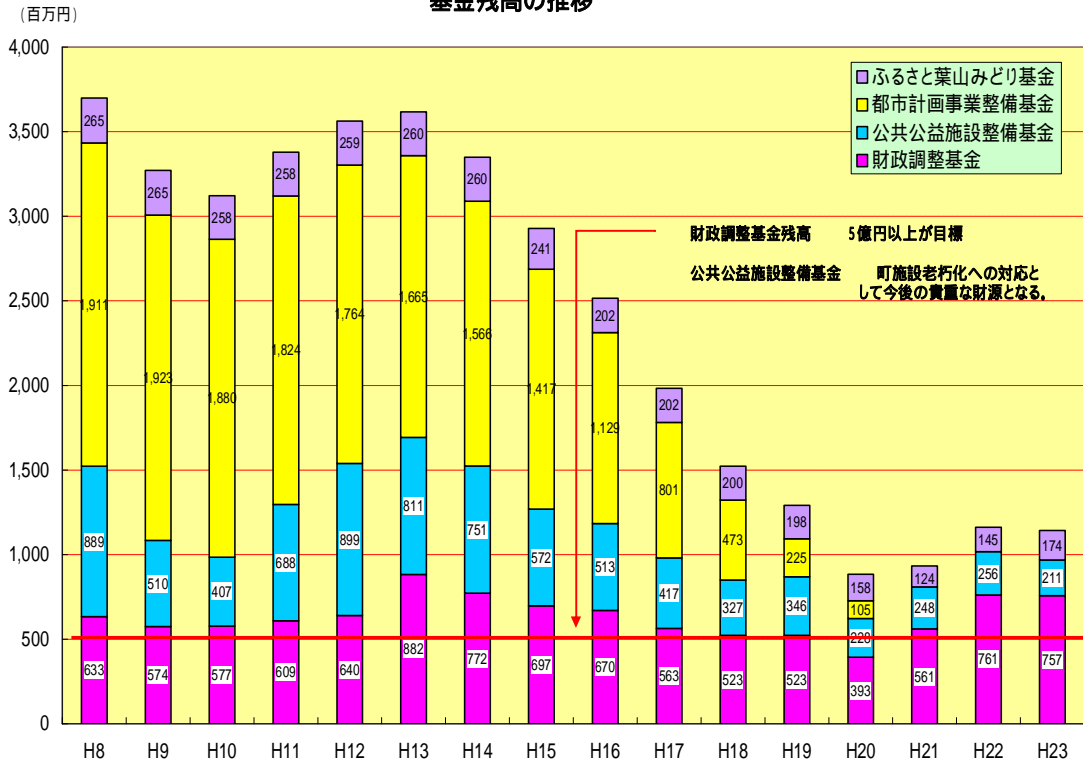
(2) 歳出抑制対策

力強い財政基盤の確立に向けて、歳出額の抑制が最大の課題であることは明らかです。歳入規模に見合う歳出規模にするためには、あらゆる無駄を省くのはもちろんのこと、事務事業の実施方法の効率化、対象の見直しなどにより、さらなる抑制を行っていきます。また、人件費についても、引き続き社会情勢に応じた制度の見直しを行うこととし、また、効率的な行政運営を行うべく組織改革を実現することで定員適正化による人件費の抑制を図ります。

(3) 基金の適正管理

社会経済情勢や税制が目まぐるしく変化する変革期にあって、安定した財政運営を行っていくためには、一定の基金残高が必要となります。特に年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる財政調整基金は、相当程度の残高を維持するよう努めます。また、老朽化が進む役場庁舎等施設の整備に要する経費の財源として活用が見込まれる公共公益施設整備基金についても、計画的な管理を行っていきます。

基金残高の推移



(4) 政策決定に基づく財源配分(優先順位付け)

町政運営の指針となる総合計画及び各種事業計画に定める政策・施策の方向性に基づき、限りある財源を優先順位付けして配分するという基本的な考え方に基づく財政運営を行います。また、財源配分に当たっては、最も効率的で効果的な手法で行政目的が達成できるよう、行政評価制度や政策課題の方向性を決定する懸案事項調整など行政改革の取組みを進めます。

(5) コスト意識の徹底

健全財政維持に関する職員一人ひとりの意識が低くして、強固で健全な財政基盤の確立は期待できません。限りある財源をいかに有効に活用するか、それぞれの部署でしっかりと考え、具体的な方策を見出す姿勢を持つよう職員の意識改革を図ります。

6 財政収支試算

財政収支試算は、次の方式により行います。

平成24年度及び25年度分は、平成22年11月に策定した中期財政計画の推計値と予算額との比較形式（計画推計値と予算額との差を乖離額とする。）での記載とします。

平成26年度分は、過去からの推移等を踏まえ新たに推計を行います。

参考として、平成23年度分は、平成22年11月に策定した中期財政計画の推計値と決算額との比較形式（計画推計値と決算額との差を乖離額とする。）での記載とします。

【歳入】

（1）町税

平成24年度決算見込額を基準とし、過去数年間の推移及び徴収率を考慮して算出します。

（2）地方譲与税・交付金

過去数年間の増減等の推移と社会経済情勢を踏まえ算出するものとします。

（3）地方交付税

ア 普通交付税

町税収入の増が当面期待できないことから、直近数年間の交付額の水準を踏まえ算出することとします。

イ 特別交付税

普通交付税と異なり算出の基準が不明確であること、災害等予見できない要因により交付額が影響を受けることから、直近数年間の交付額の水準を踏まえ算出することとします。

(4) 分担金及び負担金

ア 老人保護措置費

平成25年度予算額と同額で推移するものとします。

イ 保育所運営費負担金

平成25年度予算額を基準に、未就学(6歳以下)人口及び世帯平均所得金額(厚生労働省 国民生活基礎調査)の増減率を考慮して算出します。

葉山町の6歳以下人口

(各年1月1日現在)

年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
人口(人)	1,804	1,861	1,913	1,924	2,008	1,946
増減率(%)	6.5	3.2	2.8	0.6	4.4	3.1

児童のいる1世帯あたり平均所得金額(全国)

年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
所得額(万円)	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1
増減率(%)	0.4	2.3	1.4	0.4	1.3	5.6

(厚生労働省平成22年度国民生活基礎調査より)

(5) 国県支出金

過去数年間の収入額の推移と今後の普通建設事業の実施予定及び扶助費の支出見込額を加味して算出することとします。

(6) 町債

ア 臨時財政対策債

他の事業債発行見込額を踏まえ、総体としての償還額を過度に増加させないという前提で算出することとします。

イ その他事業債

平成23年度以降の普通建設事業費を考慮し算出することとします。

【歳出】

(1) 人件費

次の給与抑制措置を講じることとして算出します。

- ・職員定数

職員総数の増加を招かない範囲内で採用補充を行うこととします。

- ・給与

職務の級に応じ、1.5%～3.5%の定率削減を実施するものとします。

(2) 物件費

過去数年間の推移を勘案して、算出することとします。

し尿運搬処分経費（委託）は平成 25 年度まで

(3) 扶助費

制度改正は変動要素から除外し、過去数年間の推移を勘案して算出することとします。

(4) 補助費等

過去数年間の推移を勘案して算出することとします。

(5) 普通建設事業費

2 億円を基準とし、予定する主な事業費を加算することとします。

(6) 公債費

発行済みの町債にかかる償還計画に、新たに発行する町債の償還額を加味して算出することとします。

(7) 繰出金

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険については保険給付の推移を、下水道事業については町債の償還額をそれぞれ考慮し算出することとします。

7 財政指標（参考値）

地方公共団体の財政状況は、様々な視点から数値的に捉えることによって、他の類似団体との比較や当該団体の特徴を客観的に分析することが可能となり、今後の財政運営の参考資料となります。

次に掲げる財政指標はその主なものであり、ここ数年の推移を示した上で今後の財政運営上の参考値（目安）を設定し、健全財政の維持に努めることとします。

（１）経常収支比率

町税や地方交付税のように用途が特定されず、毎年経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
比率	99.9	99.2	100.9

（単位：％）

参考値
99.0 以下

【対策】

- 経常的経費の抑制（人件費、公債費など）
- 町税収入確保策の強化（収納率の向上など）

（２）自主財源比率

町税や使用料・手数料など自主的に収入しうる財源の歳入総額に占める割合をいいます。

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
比率	73.5	72.0	71.4

（単位：％）

参考値
70.0 以上

【対策】

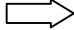
- 町税収入確保策の強化（収納率の向上など）
- 適正かつ公平な受益者負担制度の確立

(3) 実質公債費比率

一般財源の規模に対する公債費の割合をいいます。従来の起債制限比率には反映されない公営企業の公債費への一般会計繰出金、P F I や一部事務組合の公債費への負担金も含まれます。

(単位 : %)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
比率	1 . 6	1 . 5	1 . 0



参考値
2 . 0 以下

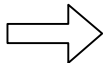
【対策】

適正な町債の管理及び計画的利用 (下水道事業も含む。)

(4) 人件費削減率

一般的な財政指標として、歳出総額に占める人件費の割合を示す「人件費比率」がありますが、大規模な建設事業費の有無や扶助費の増減などにより大きく変動する可能性があります。したがって、人件費を他の歳出から切り離して捉え、どの程度の削減が図れるかを比率で表します。

年度
H23 年度を基準とした削減率見込



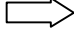
参考値
2 % 以上

(5) その他

ア 財政調整基金残高

(単位 : 千円)

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
残高	761,307	757,308	1,012,309



参考値
5 億円以上

イ 公共公益施設整備基金

(単位：千円)

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
残高	256,445	211,408	174,956

参考値
⇒ 施設等整備コストの積算後に設定

ウ 町債残高

(一般会計)

(単位：千円)

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
残高	5,629,365	5,593,349	5,539,822

参考値
⇒ 60 億円以下

(下水道事業特別会計)

(単位：千円)

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
残高	9,526,629	9,219,303	8,912,902

参考値
⇒ 85 億円以下

【対策】

適正な町債の管理及び計画的利用

横浜方式プライマリーバランス維持